

長崎女子短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 長崎女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の趣旨に従い、高等学校の教育の基礎の上に一般教養と実地的な専門教育を授け、建学の精神に基づき、良識と技能を備え、併せて社会や家庭に有為で自立する心を持つ女性の育成を目的とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成し、教育水準の向上を図るために、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価等」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

(認証評価)

第3条 第1条の目的を達成し、教育水準の向上を図るために、教育研究等の総合的な状況について政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下次項において「認証評価」という。）を受けるものとする。

2 自己評価等及び認証評価に関する事項は、別に定める。

第2章 学科及び収容定員並びに教育研究上の目的

(学科及び収容定員)

第4条 本学に設置する学科は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活創造学科

(2) 幼児教育学科

2 生活創造学科には、栄養士コース及び地域未来創生コースを設ける。

3 前2項に規定する学科及びコースの収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
生活創造学科	70名	140名
（栄養士コース）	(40名)	(80名)
（地域未来創生コース）	(30名)	(60名)
幼児教育学科	100名	200名

(教育研究上の目的)

第5条 前条第1項に規定する学科の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活創造学科では、建学の精神と教育理念に基づき、常に向上心を持ち、現代社会における豊かな生活の創造に寄与する者の養成を目的とする。

(2) 幼児教育学科では、建学の精神と教育理念に基づき、豊かな人間性と思いやりの心を持ち、社会の平和と幸福に寄与する自立した保育者の養成を目的とする。

第3章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とし、学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の授業期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 学園創立記念日：10月1日

(3) 開学記念日：4月18日

(4) 春季休業日：3月5日から3月31日まで

(5) 夏季休業日：8月10日から9月30日まで

(6) 冬季休業日：12月25日から翌年1月7日まで

2 必要と認めた場合、学長は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学、休学及び除籍

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、毎年4月とする。

2 特別の必要があり、教育上支障がないときは、学長は、学年の途中においても学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年度文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学者の受入れに関する方針）

第11条の2 本学は、本学及び学科の教育上の目的を踏まえて、入学者の受入れに関する方針を定めるものとする。

2 入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

（入学の出願）

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の手続により願い出なければならない。

（入学者の選考）

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第14条 前条の選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに入学金を納付するとともに、誓約書その他本学所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前2項の規定により入学を許可された者が入学を辞退しようとする場合は、本学が指定する期日までに申し出なければならない。

（再入学及び転入学）

第15条 本学に再入学又は転入学を願い出た者があるときは、欠員のある場合に限る選考の上、学長は、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（転学）

第16条 本学から他の短期大学に転学を希望する場合は、学長の許可を受けなければならない。

（転学科）

第17条 転学科は原則として認めない。ただし、特別の事情があるときは、学年の始めに限り選考の上、学長は、これを許可することができる。

2 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第 18 条 退学しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 当該学期分の授業料等の滞納がある場合、学生は、退学を願い出ることができない。

(休学)

第 19 条 疾病その他やむを得ない事情により 2 か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の事由により修学が不相当と認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 20 条 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、第 6 条第 2 項の在学期間には算入しない。

(復学)

第 21 条 休学期間を満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 22 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 6 条第 2 項に定める在学期間を超えた者

(2) 第 20 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者又は長期間無届で欠席し、照会してもなお引き続き出席しない者

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成及び実施に関する方針)

第 23 条 本学は、本学及び学科の教育上の目的を踏まえて、教育課程の編成及び実施に関する方針を定め、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成及び実施に関する方針は、別に定める。

(授業科目)

第 23 条の 2 授業科目は、教養科目及び専門教育科目とし、これを各年次に配当して教育課程を編成する。

2 各授業科目を必修科目及び選択科目に分ける。

3 開設する授業科目及び単位数等は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(単位)

第 24 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間をもって 1 単位とする。
- (4) 前 3 号の規定にかかわらず、ゼミナール等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(授業科目の履修及び単位の授与)

第 25 条 本学は、1 の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の方法により学修の成果を評価して単位を与える。

- 2 この章に定めるもののほか、履修方法、履修登録単位数の上限、試験及び単位の授与等については、別に定める。

(成績の評価)

第 26 条 成績の評価は、S、A、B、C、F 及び W の評語をもって表す。ただし、F 及び W には単位を与えない。

- 2 成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 27 条 学生が本学の第 1 年次に入学する前に他の短期大学、大学（外国の短期大学又は大学を含む。）又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修により修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認めるときは、次条第 1 項及び第 28 条の 2 第 1 項の規定により本学において修得したとみなす単位と合わせて 30 単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 28 条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（以下「他の短期大学等」という。）との協議により、学生が他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により他の短期大学等において修得した単位については、30 単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

- 3 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。ただし、この場合本学において修得した単位とみなすことができる単位数は、前項と合

わせて 30 単位を超えない範囲とする。

4 前 3 項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 28 条の 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 1 項から同条第 3 項までの規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 29 条 学生が職業を有している等の事情により、第 6 条第 1 項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生等に関する特例)

第 30 条 外国人留学生に対して、第 23 条の 2 に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下「帰国子女」という。）の教育について、本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設することができる。

3 外国人留学生及び帰国子女が前 2 項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって教養科目の単位に代えることができる。

4 前 3 項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 6 章 卒業等

(卒業の要件)

第 31 条 本学を卒業するためには、学生は第 6 条第 1 項に規定する期間以上在学し、62 単位以上を修得し、かつ、別に定めるグレード・ポイント・アベレージの基準を満たさなければならない。

2 前項に規定する卒業の要件単位は、次の各号に掲げるとおり修得しなければならない。

(1) 生活創造学科の学生については、教養科目 14 単位以上及び専門教育科目 48 単位以上。合計 62 単位以上

(2) 幼児教育学科の学生については、教養科目 8 単位及び専門教育科目 42 単位並びに最低修得単位数を超えて修得した教養科目又は専門教育科目若しくはその

両方を合わせて 12 単位以上。合計 62 単位以上

(卒業の認定に関する方針)

第 31 条の 2 本学は、本学及び学科の教育上の目的を踏まえて、卒業の認定に関する方針を定めるものとする。

2 前項の卒業の認定に関する方針は、別に定める。

(卒業)

第 32 条 第 31 条の卒業の要件を満たした者には、前条の卒業の認定に関する方針に基づき、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

3 本学を卒業した者には、長崎女子短期大学学位規程の定めるところにより「短期大学士」の学位を授与する。

(免許及び資格の取得)

第 33 条 本学において取得することができる免許及び資格は、次のとおりとする。

学科	教育職員免許状	その他の免許及び資格
生活創造学科		栄養士免許
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状	保育士資格

2 幼児教育学科において、教育職員免許状を取得しようとする者は、第 31 条の規定によるほか、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 216 号）により本学において別に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

3 生活創造学科栄養士コースにおいて、栄養士免許を取得しようとする者は、第 31 条の規定によるほか、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）及び同法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 2 号）により本学において別に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

4 幼児教育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、第 31 条の規定によるほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び同法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により本学において別に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

第 7 章 検定料及び授業料等

(検定料)

第 34 条 入学、転入学及び再入学を志願する者は、別表第 3 に定める検定料を納付しなければならない。

(授業料等)

第 35 条 本学の授業料等は、次のとおりとする。ただし、その他必要と認められる場合には、別に徴収することがある。

納付金の種別	金額	備考
--------	----	----

入学金	220,000 円	入学時
授業料	720,000 円	年額
教育運営費	220,000 円	年額

- 2 系列の長崎女子高等学校からの推薦入学者については、入学金の納付を免除する。
(授業料等の徴収)

第 36 条 授業料等は、次のとおり徴収するものとする。

- (1) 入学金は、入学時の所定の日までに納付しなければならない。
(2) 授業料及び教育運営費は、それぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を前期及び後期の 2 期に分けて徴収する。

学期区分	金額	納期
前期(4 月から 9 月まで)	470,000 円	4 月 20 日まで
後期(10 月から翌年 3 月まで)	470,000 円	10 月 20 日まで

(授業料等の免除及び徴収猶予)

第 37 条 学生で、経済的理由によって授業料等の納付が困難な者であり、かつ、学業人物ともに優秀と認められる者に対しては、願い出によりその全部又は一部を免除することがある。

- 2 特別の事情により所定の納期に納付困難な者に対しては、願い出により分納及び延納を認め、徴収を猶予することがある。

- 3 前 2 項の授業料等の免除及び徴収猶予に関して必要な事項は、別に定める。
(退学等の場合の授業料等)

第 38 条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命じられた者又は停学中の者についても、当該期分の授業料等は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 39 条 休学の場合の授業料等は、徴収しない。ただし、徴収した授業料等は、返還しない。

(納付した授業料等)

第 40 条 納付した検定料及び授業料等は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 14 条第 1 項に規定する入学手続を完了した者のうち、同条第 3 項の規定により本学が指定する期日までに入学辞退の申し出があった場合は、入学金を除く授業料等を返還する。

第 8 章 教育研究実施組織等

(教育研究実施組織)

第 41 条 本学は、教育研究上の目的を達成するため、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

(事務局)

第 42 条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第 9 章 教授会

(教授会)

第 43 条 本学に重要事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、必要と認めるときは、准教授、講師、助教及びその他の職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 研究生、科目等履修生、特別科目等履修学生及び外国人留学生

(研究生)

第 44 条 本学及び他の短期大学等を卒業した者が、更に学修を希望するときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 45 条 本学学生以外の者で、1 又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、当該学科の授業に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の認定については、第 26 条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別科目等履修学生)

第 46 条 他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。以下この項において同じ。）の学生については、当該他の短期大学又は大学との協議に基づき、特別科目等履修学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別科目等履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 47 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生には、本学の規則を準用する。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 48 条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第 49 条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為があった者には、学長は、教授会の議を経て懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく、出席正常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 訓告、停学及び退学の処分の手続については別に定める。

第 12 章 図書館

(図書館)

第 50 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 51 条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 14 章 厚生施設

(学生寮)

第 52 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第 15 章 学則の改正

(学則の改正)

第 53 条 学則の改定又は廃止の必要が生じた場合には、学長は、教授会の議を経たのち、理事会の承認を得てこれを行う。

附 則

この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 42 年 4 月 1 日)

この学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 4 月 1 日)

この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日）

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 4 月 1 日）

1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 3 年度の幼児教育学科の総定員は、130 名とする。

3 第 4 条に規定する学生定員は、平成 10 年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成 3 年度	平成 4 年度～平成 9	平成 10 年度
----	---------	--------------	----------

学科			年度			
生活科学科	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活情報専攻	120 名	200 名	120 名	240 名	80 名	200 名

附 則（平成 4 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日）

- この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 4 条に規定する学生定員は平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成 10 年度～平成 11 年度		平成 12 年度	
学科	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科				
生活情報専攻	120 名	240 名	80 名	200 名

附 則（平成 11 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日）

- この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 11 年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日）

- この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 4 条の規定にかかわらず、平成 13 年度の学生定員は次のとおりとする。

学科専攻	入学定員	総定員
生活科学科		
生活情報専攻	40 名	120 名
生活福祉専攻	40 名	40 名

附 則（平成 14 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日）

この学則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年度の学生定員は次のとおりとする。

学科専攻	入学定員	総定員
幼児教育学科	100 名	180 名

附 則（平成 20 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前の入学者については従前の学則を適用する。また、第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年度の学生定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	総定員
生活創造学科	140 名	300 名

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。
- 3 第 4 条の規定にかかわらず、平成 30 年度の学生定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	総定員
生活創造学科	100 名	240 名

附 則（平成 31 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。
- 3 第 4 条の規定にかかわらず、令和 3 年度の学生定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	総定員
生活創造学科	70 名	170 名

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前の入学者については、第 1 条、第 5 条、第 8 条、第 11 条の 2、第 13 条、第 14 条、第 18 条、第 23 条、第 23 条の 2、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 28 条の 2、第 31 条の 2、第 32 条及び第 32 条の 2 を除き、なお従前の学則を適用する。この場合において、第 23 条の 2 中「教養科目」とあるのは「基礎科目」と読み替えるものとする。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 31 条第 2 項第 2 号の規定は、令和 6 年度入学者から適用する。
- 2 令和 5 年度以前の幼児教育学科入学者の卒業要件単位については、改正後の第 31 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、次のとおり修得するものとする。

教養科目	専門教育科目	合計
14 単位以上	48 単位以上	62 単位以上

- 3 別表第 1 及び別表第 2 の規定は、改正後の規定にかかわらず、令和 5 年度以前の

入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度以後に在籍する令和 6 年度以前の生活創造学科ビジネス・医療秘書コース入学者については、第 4 条第 2 項中及び第 3 項の表中「地域未来創生コース」とあるのは「ビジネス・医療秘書コース」と読み替えるものとする。
- 3 別表第 1 及び別表第 2 の規定は、改正後の規定にかかわらず、令和 7 年度以後に在籍する令和 6 年度以前の入学者にあっては、なお従前の例による。

別表第 1 生活創造学科授業科目（第 23 条の 2 関係）

科目 区分	授業科目の名称	授業 形態	単位数		配当年 次	備考
			必修	選択		
教養科目 （栄養士コース）	初年次セミナー A	講義	1		1	
	初年次セミナー B	講義	1		1	
	データサイエンス基礎	講義		2	2	
	マナー学	講義	2		1	
	国語表現法	講義	1		1	
	基礎数理	講義		2	1	
	長崎観光入門	講義		2	2	
	日本文化概論	講義		2	2	
	ヒトと生物	講義		2	2	
	心理学	講義		2	2	
	経済学	講義		2	2	
	日本国憲法	講義		2	2	
	デモクラシーと現代史	講義		1	2	
	平和学	講義		1	2	
	生活と音楽	講義		1	2	
	生活と書	講義		1	2	
	生涯スポーツ A	演習		1	1	
	生涯スポーツ B	演習		1	1	
	英語 I	演習	1		1	
	英語 II	演習		1	1	
	中国語 I	演習		1	1	
	中国語 II	演習		1	1	
	韓国語 I	演習		1	1	

	韓国語Ⅱ	演習		1	1	
	コース計		6	27		
専門教育科目 (栄養士コース)	栄養士の科学	講義	2		1	
	長崎食育学	実習	1		1	
	情報処理演習	演習	1		1	
	栄養士スキルアップ特講	講義		1	2	
	公衆衛生学	講義	2		2	
	社会福祉概論	講義		2	2	
	解剖生理学	講義		2	1	
	解剖生理学実習	実習		1	2	
	生化学Ⅰ	講義	2		1	
	生化学Ⅱ	講義		2	2	
	生化学実験	実験		1	2	
	運動生理学	講義		1	2	
	病理学	講義		1	2	
	食品学Ⅰ（食品成分の科学）	講義	2		1	
	食品学基礎実験	実験		1	1	
	食品学Ⅱ（食品の機能）	講義		2	1	
	食品加工学実習	実習		1	2	
	食品衛生学	講義	2		1	
	食品衛生学実験	実験		1	1	
	栄養学Ⅰ（基礎栄養学）	講義	2		1	
	栄養学Ⅱ（ライフステージと栄養）	講義		2	1	
	応用栄養学実習	実習		1	1	
	臨床栄養学Ⅰ（病態の理論）	講義	2		1	
	臨床栄養学Ⅱ（食事療法の原理）	講義		2	2	
	臨床栄養学実習	実習		1	2	
	栄養教育指導論Ⅰ	講義	2		1	
	栄養教育指導論実習Ⅰ	実習		1	1	
	栄養教育指導論Ⅱ	講義		2	1	
	栄養教育指導論実習Ⅱ	実習		1	2	
	公衆栄養学	講義	2		2	
	給食経営管理論	講義	2		1	

	給食経営管理論実習Ⅰ	実習		1	1	
	給食経営管理論実習Ⅱ	実習		1	2	
	学外実習総合演習	演習		1	2	
	学外実習Ⅰ	実習		1	2	
	学外実習Ⅱ	実習		1	2	
	調理学	講義	2		1	
	調理学実習Ⅰ（調理実験を含む）	実習	1		1	
	調理学実習Ⅱ	実習		1	1	
	調理学実習Ⅲ	実習		1	2	
	プレゼミナール	演習	1		1	
	ゼミナール	演習	4		2	
	コース計		30	33		
教養科目 （地域未来創生コース）	初年次セミナーA	講義	1		1	
	初年次セミナーB	講義	1		1	
	データサイエンス基礎	講義		2	2	
	長崎観光入門	講義	2		2	
	日本文化概論	講義		2	2	
	ヒトと生物	講義		2	2	
	心理学	講義		2	2	
	経済学	講義		2	2	
	日本国憲法	講義		2	2	
	デモクラシーと現代史	講義		1	2	
	平和学	講義		1	2	
	生活と音楽	講義		1	2	
	生活と書	講義		1	2	
	生涯スポーツA	演習		1	1	
	生涯スポーツB	演習		1	1	
	英語Ⅰ	演習	1		1	
	英語Ⅱ	演習		1	1	
	中国語Ⅰ	演習		1	1	
	中国語Ⅱ	演習		1	1	
	韓国語Ⅰ	演習		1	1	
	韓国語Ⅱ	演習		1	1	
	コース計		5	23		

専門教育科目 (地域未来創生コース)	数的理解	講義	2		1	
	情報セキュリティ	講義	1		1	
	プログラミング 1	演習	1		2	
	プログラミング 2	演習		1	2	
	ウェブデザイン	演習		1	1	
	ビジネス文書作成 1	演習	1		1	
	ビジネス文書作成 2	演習		1	1	
	ビジネスデータ活用 1	演習	1		1	
	ビジネスデータ活用 2	演習		1	1	
	情報検索	講義	2		1	
	時事研究	講義	2		2	
	ビジネスの英会話	演習	1		2	
	社会心理学	講義	2		1	
	スピーチコミュニケーション	講義	2		1	
	日本語表現	講義	2		1	
	手話講座	演習	1		1	
	ビジネス実務 1	講義	2		1	
	ビジネス実務 2	講義	2		1	
	簿記会計学	講義	2		1	
	SNS 論	講義	2		1	
	ロールモデル研究	講義	2		2	
	AI 活用	講義		1	2	
	インターンシップ 1	実習	1		1	
	インターンシップ 2	実習		1	2	
	インターンシップ 3	実習		2	2	
	インターンシップ 4	実習		2	2	
	キャリアアップセミナー	演習	1		1・2	
	ビジネスデザイン	講義		2	1	
	マーケティング	講義		1	1	
	商店街フィールドワーク	演習		1	2	
	イベントプランニング	講義		1	2	
	農林水産 6 次産業化	講義		1	2	
	長崎観光フィールドワーク	演習		1	2	
	観光進化論	講義		1	1	
	まちづくり景観	講義		1	2	

	世界の多様な食	講義		1	1	
	長崎の食文化と外食産業	講義		1	2	
	薬学（薬理）基礎	講義		2	2	
	医学一般	講義		2	1	
	医療事務論	講義		2	1	
	医療事務実技	講義		2	2	
	臨床心理学	講義		2	2	
	医療管理学	講義		2	2	
	社会福祉概論	講義		2	2	
	食と健康管理	講義		1	1	
	長寿社会フィールドワーク	演習		1	2	
	コース計			30	37	
合計			71	120		

別表第2 幼児教育学科授業科目表（第23条の2関係）

科目 区分	授業科目の名称	授業 形態	単位数		配当年 次	備考
			必修	選択		
教養科目	初年次セミナーA	講義	1		1	
	初年次セミナーB	講義	1		1	
	データサイエンス基礎	講義		2	2	
	マナー学	講義	2		1	
	国語表現法	講義	1		1	
	情報科学	講義	2		1	
	ヒトと生物	講義		2	2	
	日本国憲法	講義		2	2	
	デモクラシーと現代史	講義		1	2	
	平和学	講義		1	2	
	体育講義	講義		1	1	
	体育実技	実技		1	1	
	英語Ⅰ	演習	1		1	
	英語Ⅱ	演習		1	1	
	ボイストレーニング（うた表現）	演習		1	1	
	計		8	12		
門 専	子どもと健康	講義	1		1	

	子どもと人間関係	講義	1		1	
	子どもと環境	講義	1		1	
	子どもと言葉	講義	1		1	
	子どもと音楽表現	演習	1		1	
	子どもと造形表現（基礎）	演習	1		1	
	子どもと造形表現（応用）	演習		1	1	
	保育と音楽表現 a	演習		1	1	
	保育と音楽表現 b	演習		1	1	
	子どもの歌と伴奏法 a	演習		1	2	
	子どもの歌と伴奏法 b	演習		1	2	
	保育内容総論	演習	2		1	
	領域「健康」の指導法Ⅰ	演習		1	1	
	領域「健康」の指導法Ⅱ	演習		1	1	
	領域「人間関係」の指導法Ⅰ	演習		1	1	
	領域「人間関係」の指導法Ⅱ	演習		1	1	
	領域「環境」の指導法Ⅰ	演習		1	1	
	領域「環境」の指導法Ⅱ	演習		1	1	
	領域「言葉」の指導法Ⅰ	演習		1	1	
	領域「言葉」の指導法Ⅱ	演習		1	1	
	領域「表現」の指導法Ⅰ	演習		1	1	
	領域「表現」の指導法Ⅱ	演習		1	1	
	運動遊びの実践	演習		2	2	
	子どもの絵と製作Ⅰ	演習		1	1	
	子どもの絵と製作Ⅱ	演習		2	2	
	造形原理	演習		1	2	
	カリキュラム論Ⅰ	講義		1	1	
	カリキュラム論Ⅱ	講義		1	1	
	保育原理	講義		2	1	
	教育原理（教育史を含む）	講義	2		1	
	子ども家庭福祉	講義		2	1	
	社会福祉	講義		2	2	
	発達心理学Ⅰ	講義	1		1	
	発達心理学Ⅱ	講義		1	1	
	子どもの保健	講義		2	2	
	子どもの食と栄養	演習		2	2	

	乳児保育Ⅰ	講義		2	1	
	乳児保育Ⅱ	演習		1	2	
	子どもの健康と安全	演習		1	1	
	保育と ICT 活用	講義		1	1	
	保育方法論	講義		1	2	
	子ども家庭支援論	講義		2	1	
	社会的養護Ⅰ	講義		2	1	
	社会的養護Ⅱ	演習		1	1	
	保育者論	講義		2	2	
	教育相談（幼児のカウンセリング理論を含む）	講義		2	2	
	子どもの理解と援助	演習		1	2	
	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅰ	演習	1		2	
	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅱ	演習		1	2	
	子育て支援	演習		1	2	
	保育実習指導Ⅰ	演習		2	1・2	
	保育実習Ⅰ	実習		4	1・2	
	保育実習指導Ⅱ	演習		1	2	
	保育実習Ⅱ	実習		2	2	
	保育実習指導Ⅲ	演習		1	2	
	保育実習Ⅲ	実習		2	2	
	教育実習	実習		5	2	
	保育・教職実践演習	演習		2	2	
	ゼミナールⅠ	演習	2		2	
	ゼミナールⅡ	演習	2		2	
	計		16	71		
	合計		24	83		

別表第3 入学者選抜検定料（第34条関係）

試験種別	検定料	備考
学校推薦型選抜、一般選抜、総合型選抜、社会人選抜、転入学、再入学	27,000 円	学校推薦型選抜、一般選抜、総合型選抜及び社会人選抜の出願者であつ

		て、ウェブ出願を利用する場合は、23,000 円とする。
大学入学共通テスト利用 選抜	5,000 円	一般選抜に同時出願する場合は、27,000 円とする。 この場合において、ウェブ出願を利用する場合は、23,000 円とする。